

## 目 次

### 1-2 公 告

東アジア文化都市 2018 金沢開幕式典設営及び運営業務委託

### 3 競争参加申請書

### 4-8 契約書

### 9-12 仕様書

### 13 積算内訳書

### 15 業務実績調書

### 16 入札書記載例

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第3条の規定に準じ公告します。

平成29年12月11日

東アジア文化都市2018金沢実行委員会

- 1 入札対象業務  
業務名 東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運営業務委託  
業務箇所 金沢市下本多町六番丁27番地 金沢歌劇座ほか  
業務期間 契約締結日から平成30年3月23日まで  
業務概要 東アジア文化都市2018金沢開幕式典及び記念公演の設営及び運営  
※業務の詳細は仕様書参照
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を全て満たす者とします。
  - ① 金沢市の平成29年度の役務等の入札参加資格において「会場設営」の等級が「A」等級又は「B」等級に格付されていること。
  - ② 平成27年4月1日以後に、金沢市内の座席数1,000人以上を有するホールにおいて、イベント設営及び運営を実施した実績を有すること。
  - ③ 当該業務の競争参加申請書の提出期間の最終日から入札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
  - ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- 3 入札参加申込  
手続 競争参加申請書 1部  
提出場所 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市オリンピック関連事業推進室内  
東アジア文化都市2018金沢実行委員会事務局（直接持参）  
提出期間 平成29年12月19日（火）午前9時から午後5時45分まで及び同月20日（水）午前9時から正午まで（時間厳守）  
※競争参加申請書は、下記アドレスから取り出してください。  
<https://culturecity-kanazawa.com>
- 4 契約の条項等  
を示す場所 委託契約書は、下記アドレスから縦覧することができます。  
<https://culturecity-kanazawa.com>
- 5 仕様書等の閲  
覧方法 仕様書等については、下記アドレスからダウンロードしてください。  
<https://culturecity-kanazawa.com>  
（注）入札に参加する場合は、必ず仕様書、実施設計図書を閲覧してください。
- 6 仕様書等の質  
問及び回答 仕様書等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により、東アジア文化都市2018金沢実行委員会事務局（金沢市オリンピック関連事業推進室内）まで提出してください。  
質 問：平成29年12月14日（木）午後1時まで（郵送の場合は必着）  
回 答：平成29年12月15日（金）午後1時までに、下記アドレスにおいて公開  
<https://culturecity-kanazawa.com>
- 7 入札執行場所  
及び日時等 金沢市本多町3丁目2番26号 金沢市職員研修所1階 第1研修室  
平成29年12月26日（火） 午前10時  
競争入札に当たっては、競争参加申請確認通知書又はその写しをお持ちください。  
※競争参加申請確認通知書又はその写しをお持ちでない場合は、入札に参加できません。
- 8 積算内訳書の  
提出 (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出してください。  
(2) 積算内訳書の様式は、下記アドレスからダウンロードしてください。（自由様式不可）  
<https://culturecity-kanazawa.com>  
(3) 積算内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。  
(4) 再度入札においては、積算内訳書の提出は不要です。
- 9 入札参加資格  
審査 開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みした者）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。  
このため、入札参加申請者は、次の書類を本業務の入札日時までに用意してください。

また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、平成29年12月26日(火)午後5時まで(時間厳守)に東アジア文化都市2018金沢実行委員会事務局(金沢市オリンピック関連事業推進室内)へ直接お持ちください。

(1) 競争参加資格確認申請書

(2) 業務実績調書(入札参加資格の要件②の確認書類です。)

※契約書の写し及び仕様書等、業務内容の分かる書類の写しを提出してください。

※上記のほか、業務実績調書の記載事項の確認として、必要に応じ追加資料の提出を求め場合があります。

(3) 金沢市の平成29年度役務等の入札参加資格を有することを証するもの(入札参加資格の要件①の確認書類です。)

なお、(1)及び(2)の書類は、下記アドレスから取り出してください。

<https://culturecity-kanazawa.com>

- 10 落札者の決定 落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。
- 11 入札方法 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた総額を記載してください。別紙、入札書記載例(下記アドレスからダウンロード)を参照してください。  
<https://culturecity-kanazawa.com>
- 12 入札保証金 免除
- 13 契約保証金 要(契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。)ただし、金沢市契約規則の規定により納付の免除を受けることができます。
- 14 契約書の要否 要
- 15 入札に関する無効事項 (1) 入札参加資格のない者が入札した場合  
(2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合  
(3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合  
(4) 金沢市所定の入札書を使用しない場合  
(5) 他人の代理人を兼ね二人以上の代理をした場合  
(6) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合  
(7) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合  
(ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。)  
(8) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合  
(9) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準(以下「基準」という。)に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。  
① 次に掲げる資本関係がある場合(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)  
ア 親会社と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
② 次に掲げる人的関係がある場合  
ア 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)  
イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合  
③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合  
④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 16 最低制限価格制度 この入札は、最低制限価格制度を適用します。
- 17 その他の事項 (1) この入札は、東アジア文化都市2018金沢実行委員会が文化庁事業を受託することを前提としています。  
(2) 無効事項に該当する入札者は、再度入札に参加できません。  
(3) 再度入札は1回とします(第1回を含めて2回)。  
(4) この公告及び詳細については、東アジア文化都市2018金沢実行委員会事務局(金沢市オリンピック関連事業推進室内)までお問い合わせください。電話(076)220-2020

# 競 争 参 加 申 請 書

平成 年 月 日

(宛先) 東アジア文化都市2018金沢実行委員会

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成29年12月11日付けで公告がありました下記の業務に係る制約付き一般競争入札に参加します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないことを誓約します。

記

業務名 東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運營業務委託

# 委託契約書

下記の条項について、発注者 東アジア文化都市2018金沢実行委員会と 受注者  
とは、この契約書のほか仕様書の条項によって契約を締結し、信義を重  
んじ誠実にこれを履行する。

## 記

1. 委託業務名 東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運営業務委託
2. 委託期間 契約締結日から平成30年3月23日まで
3. 委託金額 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は委託金額に108分の8を乗じて得た額である。
4. 契約保証金 金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第32条第 号に準じ免除する。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月 日

発注者 住 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
名 称 東アジア文化都市2018金沢実行委員会  
代 表 実行委員長 福 光 松太郎

受注者 住 所  
名 称  
代 表

(総則)

第1条 発注者と受注者とは、標記の委託契約書（以下「契約書」という。）に記載の委託業務（以下「委託業務」という。）に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

(委託業務の執行)

第2条 発注者は、受注者に委託業務の執行を委託する。

2 受注者は、別紙仕様書により委託業務を執行しなければならない。

3 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条の2 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務結果報告書)

第3条 受注者は、契約期間の終了時に委託業務の執行の結果を記載した報告書（以下「委託業務結果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、受理するものとする。

(委託料の支払)

第4条 発注者は、前条第2項の規定による委託業務結果報告書に添えて請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求された委託料を受注者に支払わなければならない。

(委託料の減額)

第5条 発注者は、受注者が委託業務の一部を執行しなかったときは、受注者と協議の上、委託料の一部を減額することができる。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が契約書及びこの約款の条項に違反したとき。
- (3) 受注者が発注者の承諾なしに、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
- (4) 受注者が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第7号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- (5) 受注者が正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (6) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」

という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、発注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第7条 受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(談合等不正行為の場合の損害賠償)

第9条 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 受注者が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が金沢市契約規則第43条第1項第7号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条第1項第7号に該当し、かつ、次の各号のいずれ

かに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

- (1) 金沢市契約規則第43条第1項第4号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 金沢市契約規則第43条第1項第7号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、個人情報（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状



況について、随時、実地に調査できるものとする。

13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、この委託業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(規定の適用)

第12条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上定めるものとする。

# 東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運營業務委託 仕 様 書

## 1. 開催概要

- (1) 主 催 東アジア文化都市 2018 金沢実行委員会、金沢市、文化庁
- (2) 日 時 2018 年 3 月 2 日 (金)
- (3) 会 場 金沢歌劇座
- (4) 参加者 招待者 200 人程度、一般参加 1,700 人程度
- (5) 出演者 日本：児童合唱団 20 名程度、子どもはしご登り 10 名程度  
金沢市公演 5 名程度、記念アトラクション 15 名程度  
中国ハルビン市・韓国釜山広域市：各都市 20 名程度
- (6) 内 容
  - ・オープニング（児童合唱・子どもはしご登り）
  - ・主催者挨拶
  - ・来賓挨拶
  - ・開幕宣言
  - ・記念撮影
  - ・開催都市紹介映像上映（各都市 3 分）及び各都市公演（各都市 20 分程度）
  - ・オープニング記念アトラクション（20～30 分）
  - ・フィナーレ

## 2. 業務内容

- (1) 実施計画書、運営マニュアル等の作成
- (2) 会場配置及び演出プランの企画制作
- (3) 事前準備
  - ア 参加受付（一般参加者の募集受付及び入場はがきの発送、識別証作成等）
  - イ 事前リハーサル等の調整及び実施
  - ウ 中国及び韓国の来賓及び芸能団との事前打合せ、リハーサルの実施に必要な通訳者の手配
  - エ 配布物の準備
    - (ア) プログラム及びアンケートの作成及び印刷
      - ・プログラム 作成部数 2,200部（A 3 二つ折り、両面カラー）
      - ・アンケート 作成部数 2,000部
    - (イ) 袋詰め作業
  - オ 会場内の誘導案内看板（サイン、席札、立看板等）の製作及び設置
  - カ 印刷物及びスライド用の翻訳（中国語・韓国語）

(4) 会場運営

ア 会場運営スタッフの配置

(ア) 運営ディレクター

(イ) 受付スタッフ（参加者数のカウントを行うこと）

(ウ) 会場内誘導、警備、救護

(エ) その他運営に必要な人員

イ 中国、韓国の来賓及び芸能団（各都市30名程度）に対する同時通訳の実施

(5) 舞台運営

ア 舞台運営スタッフの配置

(ア) 進行ディレクター

(イ) 技術ディレクター

(ウ) オペレーター（照明、音響、映像等）

(エ) その他舞台運営に必要な人員

イ 司会者の配置

ウ 出演者の誘導及び飲料等の提供

エ 音響、照明、映像オペレーション及び舞台美術等、舞台運営に関する一切のこと

(6) 施設関係

ア 会場管理者との打合せ

イ 設備、機材等の調達及び設置

ウ 会場設営及び撤去

エ 会場使用料の支払

金沢歌劇座 ホール、楽屋 2日間、会議室5～8 全日1日

会議室9～10 全日1日、午前1日

練習室及び大練習室 2日間

(7) 記録業務

ア 写真 メディアに格納し、発注者に納品すること

(ア) 記録写真撮影

(イ) 記念写真撮影（式典登壇者）

イ 動画 粗編集後、納品すること

(8) その他

ア 事業報告書の作成（写真及び動画撮影を含む）

- イ アンケートの配布、回収及び集計
- ウ オープニング記念アトラクション実施委託受託者との調整
- エ その他、運営上必要な業務、物品等の調達、手配

### 3. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権等の一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。但し、成果物の作成時において請負者又は第三者が著作権等を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、当該既存著作物の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 4. 情報セキュリティの確保

- (1) 本業務において受託者が作成する情報については、主催者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 受託者は、主催者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、業務において受託者が作成した情報についても、主催者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

### 5. 発注者との協議

- (1) 会場配置及び演出プランの企画作成にあたっては、発注者と十分協議のうえ、発注者の承認を得ること
- (2) その他、本業務の執行にあたっては適宜、発注者と協議し業務の完全を期すること。

### 6. その他

- (1) 本業務は文化庁から受託し実施するものであり、支出を証する書類等は、全て適切に保存し、発注者の求めに応じて提出すること。また、文化庁が定める実施経費に関する書類を作成し、発注者あて提出すること。
- (2) 本業務にかかる印刷物等にかかるデザインは、発注者が行い、適宜提供する。また、印刷の実施にかかるスケジュール等については、発注者と十分協議を行うこと。
- (3) 出演者との連絡調整及び謝礼の支払は、発注者が行う。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。
- (5) 本業務の執行にあたり、やむを得ず生じる軽微な変更に関しては、発注者の指示に従うものとし、請負金額の変更は行わない。

## 次第（案）

- 17:00～17:10 オープニング（①児童合唱、②子どもはしご登り）  
主催者（2名）、来賓（5名程度）登壇
- 17:13～17:20 主催者挨拶 文化庁・金沢市
- 17:20～17:30 来賓挨拶 中韓都市代表者（2名）・他1名  
※中韓挨拶時には、日本語字幕
- 17:30～17:35 開幕宣言・記念撮影（登壇者全員）
- 17:35～17:45 転換（5分）
- 17:45～18:50 開催都市紹介・各都市公演  
中国 紹介映像3分・舞台20分（演目未定 20名）  
韓国 紹介映像3分・舞台20分（ ）  
金沢 紹介映像3分・舞台15分（能舞とピアノ等の共演）
- 18:50～19:00 休憩（10～15分）
- 19:00～19:30 オープニング記念アトラクション（20～30分）  
企画制作：株式会社電通（Dentsu Lab Tokyo）
- 19:30～19:35 フィナーレ（各都市公演者が再登場）

【積算内訳書】東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運営業務委託

| 費目                 | 種別          | 内訳            | 金額                  |
|--------------------|-------------|---------------|---------------------|
| 人件費                | 賃金          | 賃金            | 運営ディレクター(舞台監督)      |
|                    |             |               | 受付ディレクター            |
|                    |             |               | 進行ディレクター            |
|                    |             | 賃金            | ディレクター(企画演出)        |
|                    |             | (事前準備)        | ディレクター(計画策定)        |
|                    |             |               | ディレクター(マニュアル)       |
|                    |             | 賃金            | アンケート集計             |
| 事業費                | 借損料         | 会場使用料         | 金沢歌劇座ホール(2日間)       |
|                    |             |               | 金沢歌劇座楽屋(2日間)        |
|                    |             |               | 金沢歌劇座控室等            |
|                    |             | 設備使用料         | 会場備品使用料(司会台等)       |
|                    |             |               | 音響設備使用料             |
|                    |             |               | 照明設備使用料             |
|                    |             |               | 映像機材使用料             |
|                    |             |               | その他備品使用料            |
|                    |             |               | 同通システム使用料           |
|                    |             |               | 同通用通信機器レンタル料        |
|                    | 消耗品費        | 消耗品購入費(識別証等)  |                     |
|                    | 会議費         |               | 出演者飲料等(150人)        |
|                    |             |               | 出演者軽食(150人)         |
|                    | 通信運搬費       | 通信運搬費         | 通知はがき(1,700通)       |
|                    | 雑役務費        | 会場装飾費         | 看板制作費(一文字・立看板等)     |
|                    |             |               | 誘導POP制作費            |
|                    |             | 公演費           | 式典司会                |
|                    |             | 役務費           | 同時通訳者(中・韓)          |
|                    |             |               | 通訳者(中・韓)            |
|                    |             |               | 音響・照明技術者派遣業務        |
|                    |             |               | 映像技術者派遣業務           |
|                    |             |               | 運営スタッフ等派遣業務         |
|                    |             | 雑役務費          | 翻訳費(2000字程度・中韓2か国語) |
| 当日プログラム制作費(2,200枚) |             |               |                     |
| 通知はがき印刷費(1,700通)   |             |               |                     |
| アンケート印刷費(2,000枚)   |             |               |                     |
| 保険料                | ステージ出演者傷害保険 |               |                     |
| 一般管理費              | 一般管理費       | (人件費+事業費)×10% |                     |
|                    |             |               | 合計                  |
|                    |             |               | 消費税額                |
|                    |             |               | 合計(税込)              |

# 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(宛先)東アジア文化都市2018金沢実行委員会

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

平成29年12月11日付けで公告がありました下記の業務に係る制約付き一般競争入札参加資格について確認されたく、別添書類等を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名 東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運營業務委託

別添書類

- 1 業務実績調書(契約書等、実績を証する書類を添付すること)
- 2 金沢市の平成29年度役務等の入札参加資格を有することを証するもの

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 業務名 | 東アジア文化都市2018金沢開幕式典設営及び運営業務委託 |
|-----|------------------------------|

## 業 務 実 績 調 書

(直近の業務を優先して主なものを記載してください。)

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 業務実績① | イベント名  |          |
|       | 実施日    | 平成 年 月 日 |
|       | 会場名    |          |
|       | イベント概要 |          |
|       | 主催者    |          |
| 業務実績② | イベント名  |          |
|       | 実施日    | 平成 年 月 日 |
|       | 会場名    |          |
|       | イベント概要 |          |
|       | 主催者    |          |
| 業務実績③ | イベント名  |          |
|       | 実施日    | 平成 年 月 日 |
|       | 会場名    |          |
|       | イベント概要 |          |
|       | 主催者    |          |

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印



# 入 札 書

¥〇,〇〇〇,〇〇〇-

ただし 東アジア文化都市 2018 金沢開幕式典設営及び運營業務委託

上記のとおり契約条項及び金沢市契約規則  
を守り入札いたします。

平成 29 年 12 月 26 日

(宛先) 東アジア文化都市 2018 金沢実行委員会

住 所 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号  
入札者 金沢市株式会社  
氏 名 代表取締役 金 沢 太 郎

会社印

代表  
者印

備 考

- 1 必要としない事項は省略できるものとする。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。